

IAS 21 における親会社機能通貨決定の問題点

—考慮要因およびシミュレーション分析—

井 上 達 男

I はじめに

2010年3月31日以後終了する事業年度から、日本においても国際会計基準(IFRS/IAS)の任意適用が認められた。また、日本企業に対する将来的な国際会計基準の強制適用の可否に関する議論も行われている。国際会計基準を日本企業に適用した場合にはさまざまな影響が生じると考えられるが、その1つとして親会社機能通貨決定に関する問題がある。2003年改訂の国際会計基準第21号「外国為替レート変動の影響」(以下、IAS 21 と略す)では、親会社においても機能通貨を決定し、外貨項目を機能通貨で測定しなければならないとされた。在外事業体のみならず親会社へも機能通貨を導入することによって、外貨換算の理論的な整合性が高められたと考えられる。しかしながら、IAS 21 における親会社機能通貨決定は、その原型となった米国財務会計基準書第52号「外貨換算」(以下、SFAS 52 と略す)とは異なり、販売・費用に関する指標を優先的考慮要因として一義的に決定され、その他の指標は裏付けとなる証拠と位置づけられている¹⁾。このため、日本企業でも販売・費用に占める外貨建取引の比率は高いが、資金調達や留保通貨として円を使

1) 機能通貨は、新たに「企業が活動する主たる経済環境の通貨」と定義される予定で、機能通貨を決定するための規定として、SIC 第19号で採用されていた測定通貨決定に関する多くの規定が組込まれることも決定された。この結果、在外事業体の機能通貨はその経済活動によって一義的に決定されることになり、機能通貨を選択することはできなくなる」(山田 2001)。

用している親会社の機能通貨が外貨となる可能性があり、企業の経済的現実を反映できない可能性があることが懸念される。本稿では、まず機能通貨の必要性を述べた上で、親会社の機能通貨決定における望ましい考慮要因を考察するとともに、機能通貨が円または外貨となった場合の財務諸表に与える影響をシミュレーション分析によって明らかにしたい。

II 機能通貨の意義と必要性

1. 外貨換算における測定単位問題

外貨換算会計における基本的な会計問題は、外貨を会計上の測定単位と考えるか否かである。たとえば、日本国内では円が会計上の測定単位であるが、USドル（以下、ドルと略す）やユーロなどの外貨も会計上の測定単位と考えるか否かである。本国通貨のみを会計上の測定単位であると考えるのが単一測定単位説であり、本国通貨に加えて外貨をも会計上の測定単位であると考えるのが複数測定単位説である²⁾。

単一測定単位説は、本国通貨のみを会計上の測定単位であると考えるので、在外事業体の取引であっても、本国通貨での測定が行われて初めて会計上の測定値として利益が確定する。したがって、外貨表示財務諸表の数値はまだ測定が終了していない仮の数値であり、本国通貨で再測定することによって初めて、会計上の測定が終了し、利益が確定するのである。この考え方では、「換算」よりもむしろ「再測定」という用語が用いられることがある。これに適した換算方法は、会計数値測定時の為替レートを用いて換算するテンポラル法であると考えられる。

これに対して、複数測定単位説は、外貨をも会計上の測定単位であると考えるので、在外事業体の外貨表示財務諸表は既に外貨で会計上の測定が終了しており、外貨額で利益が確定していると考えられる。このため、外貨表示財務諸表の換算は、外貨で測定が終了している確定数値および財務諸表間の

2) 染谷教授は、外貨尺度説と外貨尺度否定説として説明されている（染谷 1975）。

比率にできるだけ影響を及ぼさないように親会社通貨へと換算（または再表示）するのが望ましい。これに適した換算方法は、外貨表示資産・負債・損益項目すべてに一律に決算時の為替レートを用いて換算する決算日レート法であると考えられる。

歴史的に見ると、1970年代半ばまでは、単一測定単位説が有力であり、米国財務会計基準審議会（以下、FASB と略す）もこの考えに基づいて1975年に財務会計基準書第8号「外貨建取引と外貨表示財務諸表換算の会計処理」（以下、SFAS8 と略す）を公表した。単一測定単位説は、伝統的な会計理論を変更することなく外貨換算に対応できるので、伝統理論との整合性が優れていることが高く評価されたと思われる。しかし、この考え方では、外国で事業活動していることが会計上で一切無視され、あたかも親会社の本国内で活動しているかのごとく会計処理されることになる。外貨表示財務諸表をテンポラル法で再測定して計算された利益金額は、換算前の外貨表示財務諸表における外貨表示利益と大きく異なることが多く、現実には実現しない為替差損益に対する為替ヘッジ管理が必要になるなど、経済的現実と大きなズレが生じるという問題が指摘された。これに対して、複数測定単位説は、外貨表示利益を確定利益と考え、決算日レート法が適用されるので、このような問題は生じない。本国との理論的整合性よりも在外事業体における経済的現実を優先した考え方であり、親会社と異なる環境で活動する在外事業体の割合が多い場合には、複数測定単位説の考え方を何らかの形で取り入れる必要が生じる。

2. SFAS 52 における機能通貨概念の導入

この解決策として、状況によって換算方法を使い分ける状況的換算法が考えられた。すなわち、親会社の延長で本国の影響が強いような状況では、単一測定単位説に基づいてテンポラル法で外貨表示財務諸表を換算し、在外事業体の独立性が強く現地通貨の影響が強いような状況では、複数測定単位説に基づいて決算日レート法で換算するのである。しかし、この状況的換算法

は、単一測定単位説と複数測定単位説が単に併存しているだけで、両者の理論的整合性が明らかではない。そこで、FASBは1981年にSFAS52を設定する際に、機能通貨概念を用いる在外事業体の測定通貨決定理論を導入した。ここで機能通貨とは、「在外事業体の活動を最もよく表わす通貨」である。たとえば、親会社本国の影響が強いような状況では、本国通貨（報告通貨）が機能通貨であり、在外事業体の独立性が強く現地通貨の影響が強いような状況では、現地通貨が機能通貨となる。いずれの状況においても機能通貨が測定単位となるので、機能通貨測定単位説とでも呼ぶべきものであろう。このように測定単位を機能通貨に一本化することで、単一測定単位説と複数測定単位説の両者を一つの理論の中で整合的に説明することが可能となる。機能通貨概念を用いたSFAS52の換算手続きの概要は、在外事業体が親会社の延長として活動している場合、その在外事業体の機能通貨は後述する6つの指標にもとづいて親会社通貨（報告通貨）と判断されることになり、その外貨表示財務諸表はテンポラル法で再測定し、機能通貨である親会社通貨で利益が確定される。在外事業体が親会社と独立的に活動している場合、その在外事業体の機能通貨は後述の指標にもとづいて現地通貨（または第三国通貨）と判断されることになり、その外貨表示財務諸表は決算日レート法の考え方を導入して換算し、現地通貨（または第三国通貨）表示の財務諸表の比率関係をできるだけ崩さないように報告通貨へと再表示される。ただし、SFAS52では中間報告における実務上の理由から損益計算書項目は取引日レート（または期中平均レート）で換算することが規定されており、この点について理論的には議論がある³⁾。このように、機能通貨アプローチは、換算方法の適用では状況的換算法とほぼ同じになるが、測定単位理論としてはより望ましいものである。しかしながら、後述するように、機能通貨をどのよう

3) 機能通貨アプローチの目的は、期末日レートのような単一の為替レートを収益、費用、利得、損失の項目に適用することにより最もよく達成される。しかしそうすると、レートが変動した場合に、以前の中間期の報告を修正したり、損益を訴求的に調整記帳したりすることが必要となる。この点を考慮し、FASBは、実務上の理由からこの方法を採用しなかった。(SFAS52, para. 99)

に決定するのかという問題も存在する⁴⁾。

3. IAS 21 における機能通貨概念の普遍化

その後、2003年にIASBは、IAS 21を改訂する際に、機能通貨概念を親会社を含むすべての事業体へと導入し、機能通貨概念をさらに普遍化した。IAS 21では、財務諸表を作成するとき、各企業はまず、単独であろうと在外営業活動体を有する報告企業（親会社など）または在外営業活動体（子会社や支店など）であろうと、機能通貨を決定し、当該通貨でその業績および財政状態を測定することを要求している（IAS 21, IN 7）。企業は外貨項目をテンポラル法の考え方を適用して機能通貨へと換算し、当該換算の影響額を報告する。また、企業が機能通貨以外の表示通貨へと換算する場合には、貸借対照表は決算日レート法で換算し、損益計算書は取引日レート（為替レート変動が著しくない場合は期中平均レートも容認）で換算する⁵⁾。このように、IAS 21の換算方法は、表現は違っているが、SFAS 52とほぼ同じである。

しかしながら、ここで注意すべきことは、IAS 21とSFAS 52の機能通貨の適用範囲とその決定考慮要因が異なっていることである。IAS 21における機能通貨とは、「企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨」をいい、「企業が営業活動を行う経済環境とは、通常、企業が主に現金を創出し支出する環境」をいう（IAS 21, paras. 8 and 9）。SFAS 52の機能通貨概念である「在外事業体の活動を最もよく表わす通貨」と比較すると、①機能通貨の適用対象が親会社にまで拡大されていることと、②営業活動における現金の創出・支出が強調されていることがIAS 21における機能通貨の特徴である。次節では、この相違が意味するものを明らかにし、IAS 21における機能通貨決定の問題点を指摘したい。

4) 米国における機能通貨に関する研究結果について井上（1998）が詳しい。

5) 損益計算書の項目を取引日レートで換算することから生じる問題については、井上（2009）で考察している。

Ⅲ IAS 21 機能通貨概念とその問題点：SFAS 52 との比較

1. SFAS 52 における機能通貨概念とその問題点

SFAS 52 では、機能通貨の決定にあたって、①キャッシュ・フローに関する指標、②販売価格に関する指標、③販売市場に関する指標、④費用に関する指標、⑤財務に関する指標、⑥関係会社間の取引と取り決めに関する指標（第1表）といった6つの指標にもとづき、経済的事実を個別のかつ全体的に考慮しなければならない⁶⁾。機能通貨は原則的には事実に基づいて決定されなければならないが、客観的に決定し難い場合には、経営者の判断によって決定される。また、経営者判断にある程度の自由を認めながらも、一旦決定された機能通貨は、環境の変化がない限り変更してはならないと制限もかけている。このように、SFAS 52 における機能通貨換算アプローチの特徴は、6つの総合的な指標と継続適用という条件のもとで、経営者の判断を活用することによって在外事業体の実質的な相違を十分に財務諸表に反映するだけの融通性を持っていることである。しかし、その反面、企業に自由を与え過ぎるのではないかという疑問も示されている。

Hosseini and Shalchi (1992) は、多変量判別分析とロジットモデルを用いて、機能通貨選択に関わる決定要因について調査した。その結果、FASB が示している6つの指標の内、販売市場およびキャッシュ・フローに関する指標は現地通貨選択と正の関係があり、逆に、会社間取引と財務に関する指標は現地通貨選択と負の関係があることを示している。特に、販売市場と会社間取引に関する指標については、統計的に有意な結果を得ている。これらの結果から、FASB が示している6つの指標は強い説明力をもっており、機能通貨決定と高い相関関係があると結論づけている。また、Arnold and Holder (1986) による機能通貨決定に関する経営者への実態調査では、企業はFASB によって示されている指標にしたがっているものの、かなりの自由が存在す

6) FASB (1981), SFAS No. 52, paras. 39-46. 日本公認会計士協会国際委員会訳 (1984), 328-332頁参照。

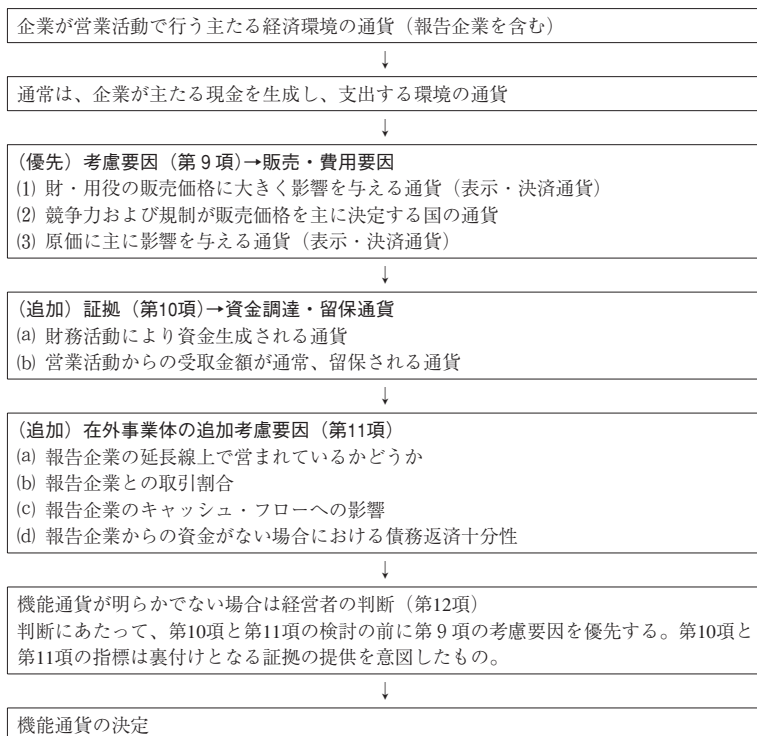
第1表 機能通貨決定で考慮すべき経済的要因 (SFAS 52)

経済的要因	機能通貨	
	現地通貨または第三通貨	親会社通貨
キャッシュ・フローに関する指標	在外事業体の個々の資産および負債に関するキャッシュ・フローが主として外貨であり、親会社のキャッシュ・フローに直接的な影響を及ぼさない場合	在外事業体の個々の資産および負債に関するキャッシュ・フローが、常時、親会社のキャッシュ・フローに直接的な影響を与え、親会社への送金にいつでも利用できる状況にある場合
販売価格に関する指標	在外事業体の製品の販売価格が為替レートの変動に基本的には短期的に反応することなく、むしろ現地の競争あるいは現地政府の規制により決定される場合	在外事業体の製品の販売価格が為替レートの変動に基本的には短期的に反応する。たとえば、販売価格は、世界的な競争あるいは国際価格によってより強く決定される場合
販売市場に関する指標	在外事業の製品の輸出額が無視できないとしても、その製品にとって活発な現地の販売市場がある場合	販売市場のほとんどが本国にある、あるいは販売契約が親会社通貨建てで行われている場合
費用に関する指標	在外事業体の製品または役務に関する労務費、原材料費およびその他の原価は、主として現地で調達された原価である場合	在外事業体の製品または役務に関する労務費、原材料費およびその他の原価は、主として継続的に親会社の所在国から調達したもので構成されている原価である場合
財務に関する指標	資金は、主として外貨建てで調達され、在外事業体の活動から獲得される資金が、既存のおよび通常予想される債務を賄うに十分である場合	資金は、主として親会社から調達されるか、あるいはドル建債務で調達される。すなわち、親会社からの追加的資金の投下なしに、在外事業体の活動から獲得される資金だけでは既存のおよび通常予想される債務を賄うに不十分である場合
関係会社間の取引と取り決めに関する指標	関係会社間の取引が少なく、在外事業体と親会社の事業との間に広範な相互関係がない場合	関係会社間の取引が多く、在外事業体と親会社の事業との間に広範な相互関係がある場合。さらに、在外事業体が単に持株や無形資産などを保有するための名義上だけの実体のない会社である場合

ることも示されている。この経営者判断の自由について、SFAS 52 は、次のように述べている。

「経営者は、それぞれの事業にとっての機能通貨を決定する際に、関連事実を入手し、その相対的重要性を比較考慮するのにもっとも都合のよい地位に置かれている。経営者の判断こそ、それが事実と反しないかぎり、機能通貨決定にとって不可欠かつ最上のものであるということを認識することが大切である。」(SFAS 52, para. 41)

第2表 IAS 21 における機能通貨決定プロセス



SFAS 52 では、各指標が混在しているために機能通貨決定が困難な場合、事実に反しないかぎり、経営者に判断の自由を認めており、この経営者の判断こそが不可欠かつ最上のものであると認識しているのである。

2. IAS 21 における機能通貨概念とその問題点

これに対して、2003年にIASBがIAS 21に機能通貨概念を導入した際に、機能通貨を一義的に決定できるように優先的な考慮要因を設定した⁷⁾。IAS

7) 「本基準は、取引が表示される通貨とは反対に、取引決定を行う経済通貨について SIC 第19号以上に重視している。これらの変更及び SIC 第19号の従前の指針を盛り込

21 における機能通貨決定プロセスの概要は、第 2 表のように示される。SFAS 52 とは異なり、指標が絡み合って機能通貨決定が困難な場合の経営者の対応は次のように規定されている。

「指標が絡み合い、機能通貨が明らかとならない場合には、経営者は基本となる取引、事象および状態の経済的効果を最も忠実に表す機能通貨を決定するためにその判断を用いる。この作業の一部として、経営者は、第10項および第11項の指標を検討する前に第9項の主たる指標を優先する。第10項と第11項は、企業の機能通貨を決定するための追加的な裏付けとなる証拠を提供するように設計されている。」(IAS 21, para. 12)

この文章から、販売・費用を重視する3つの指標（第9項）を優先的に考慮し、資金調達や留保通貨に関する指標（第10項）を親会社の機能通貨の裏付けとなる追加的な証拠の提供と位置づけていることがわかる。確かに、SFAS 52 とは異なり、販売・費用に関する指標を優先することによって、多くの企業においては機能通貨が一義的に決定され、経営者判断の自由は狭められるだろう。しかし、販売・費用のみを優先考慮要因として決定された機能通貨が本当にすべての事業体の経済的現実を適切に表す機能通貨になるのだろうかという疑問が生じる。

第3表は、想定される企業の経済的現実と機能通貨決定パターンを示したものである。このうち、IAS 21 の機能通貨決定プロセスが適切に企業の経済的現実を反映するのは、ケース1とケース8であろう。これらのケースでは販売・費用に関する指標によって決定された機能通貨が、資金調達通貨や留保通貨の証拠とも一致しており、適切に機能通貨が決定されているといえる。しかし、その他のケースでは、販売・費用に関する指標によって決定された

んだ結果、次のようになった。

- ・企業（単独企業または在外営業活動体であろうと）は、機能通貨について自由な選択を行うことができなくなった。
- ・企業は、例えばその機能通貨として安定通貨（例えば親会社の機能通貨等）を採用することで、IAS 第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示を避けることができなくなる。」(IAS 21, IN 8)

第3表 企業の経済的現実と機能通貨決定

ケース	企業の経済的現実					機能通貨決定パターン				
	期首通貨 (調達通貨)	販売・費用通貨			期末通貨 (留保通貨)	販売・費用重視 (IAS 21)		調達通貨 重視	留保通貨 重視	総合判断 (SFAS 52*)
		機能通貨	証拠との 一致							
1	A	→	A	→	A	A	○	A	A	A
2	A	→	A	→	B	A	△	A	B	?
3	A	→	B	→	A	B	×	A	A	?
4	A	→	B	→	B	B	△	A	B	?
5	B	→	A	→	A	A	△	B	A	?
6	B	→	A	→	B	A	×	B	B	?
7	B	→	B	→	A	B	△	B	A	?
8	B	→	B	→	B	B	○	B	B	B

*1 SFAS 52における機能通貨選択は在外事業体のみを対象として規定されている。

機能通貨が、資金調達通貨または留保通貨と一致しておらず、適切な機能通貨の決定に成功していないように思われる。特に、ケース3とケース6では、販売・費用に関する指標によって決定された機能通貨が、その証拠であるべき資金調達通貨および留保通貨のいずれとも一致しておらず、適切な機能通貨であるのか疑問である。

おそらく、一般的な多くの企業ではケース1とケース8のような経済的現実であることが多く、IAS 21が言うように一義的に機能通貨が決定されるメリットは大きいかもしれない。しかしながら、現実には、ケース3やケース6のような経済的現実を持つ企業も存在している。たとえば、日本の外航海運会社においては、営業における外貨建取引の比率は極めて高いが、決済後の外貨は円へ転換し、資金調達も主として円建で行っているケースがある。このような日本企業がIAS 21にもとづいて販売・費用に関する指標を優先して親会社の機能通貨を決定すると、機能通貨が外貨となる可能性が高い。この場合、国際会計基準で作成した財務諸表は、企業が円で資金調達を行い、余剰資金を円転しているという経済的現実を忠実に反映できず、利用者に誤った情報を提供する可能性があるかもしれない。

次節では、シミュレーション分析によって、このような場合に外貨と親会社通貨（円）のいずれが企業の経済的現実を反映するのかを分析し、親会社の機能通貨決定における考慮要因を考察したい。

IV シミュレーション分析による考察

1. シミュレーション分析の意義と設定

IAS 21 における機能通貨決定プロセスの妥当性を考察するため、日本の外航海運会社を想定し、機能通貨決定が財務諸表に及ぼす影響のシミュレーション分析を行う。公開情報およびヒアリング結果から、次の6点が日本の外航海運会社の経済環境の特徴であると考えられる。

- ① 売上（運賃）：世界的な商慣習により、運賃はドル建となるケースが多い。
- ② 売上の決済通貨：ドルまたは支払地の現地通貨が多い。
- ③ 費用：費用の大部分はドル建であり、原価を構成する燃料費、借船料、港費、船員費などはドル建が多い一方で、一般管理費は円建が多い。船舶の購入はドル建と円建の両方が存在する。
- ④ 資金調達：社債、借入金等による調達は円建が多い。
- ⑤ 資金運用：基本的に余剰外貨は円転し、円建で運用される。
- ⑥ 留保通貨：受取通貨はドルが多くを占めるため、ドル余剰は月末等の一定のタイミングで円転している。

これらの経済的現実から、IAS 21 にもとづいて販売・費用に関する指標を優先して機能通貨を決定するとドルとなる可能性がある。しかしながら、資金調達通貨と留保通貨は円であり、まさに、先のケース3またはケース6に該当し、IAS 21 にもとづいてドルを機能通貨として作成した財務諸表が企業の経済的現実を忠実に反映しているのか疑問が生じる。

そこで、上記の経済環境を反映した簡単な設例にもとづいて、①機能通貨が円（円決算）、②機能通貨がドル（ドル決算ドル表示）、③機能通貨がドルで円表示（ドル決算円表示）の場合の損益計算書と貸借対照表を作成し、比較検討する。

(設例)

- ① 期首に設立。期首貸借対照表は、固定資産1000、固定負債500、資本金500。
- ② 運賃収入（外貨80%）：8ドル、200円発生（未収金期末残高20%）。
- ③ 運賃費用（外貨60%）：3ドル、200円発生（未払金期末残高20%）。
- ④ 運賃精算入金時にすべて日本円に転換する。現金は100%日本円で保有。
- ⑤ 一般管理費（円100%）：200円発生。
- ⑥ 固定資産（円100%）：単純化のため当期の固定資産の変動はない。取得原価1,000円（期首）、10年定額、残存価額0円。
- ⑦ 資金調達（円100%）：単純化のため当期の資金調達の変動はない。
- ⑧ 単純化のため、支払利息0円、税金は考慮しない。
- ⑨ 期首為替レート：1ドル=110円
 運賃収入・運賃費用発生時為替レート：1ドル=100円
 入金・円転換時為替レート：1ドル=90円
 期中平均レート：1ドル=100円
 期末為替レート：1ドル=80円

この設例にもとづく当期の会計処理は次の通りである。

機能通貨=円	機能通貨=ドル
未収金200/売上200	未収金2.00/売上2.00 (200円)
現金160/未収金160	現金1.78/未収金1.60 (160円) 為替差益0.18
未収金800/売上800 (8.00ドル)	未収金8.00/売上8.00
現金576/未収金640 (6.40ドル)	現金6.40/未収金6.40
為替差損64	
営業費用200/未払金200	営業費用2.00/未払金2.00 (200円)
未払金160/現金160	未払金1.60/現金1.78 (160円) 為替差損0.18
営業費用300/未払金300 (3.00ドル)	営業費用3.00/未払金3.00
未払金240/現金216 (2.40ドル)	未払金2.40/現金2.40
為替差益24	
一般管理費200/現金200	一般管理費2.22/現金2.22 (200円)
減価償却費100/減価償却累計額100	減価償却費0.91/減価償却累計額0.91 (100円)
為替差損32/未収金32	未収金0.10/為替差益0.10 (40円)
未払金12/為替差益12	為替差損0.10/未払金0.10 (40円)
	為替差損1.70/固定負債1.70 (500円)
	現金0.22/為替差益0.22 (160円)

これらの会計処理の結果、作成される機能通貨別の当期末の損益計算書と貸借対照表を第4表に示す。

第4表 機能通貨別の財務諸表

勘定科目	機能通貨＝円					機能通貨＝ドル						
	円決算					ドル決算ドル表示						ドル決算円表示
	円	円換算		円	計	ドル換算			ドル	計	レート	円
		ドル	レート			円	円	レート				
(損益計算書)												
運賃収益	200	8.00	100	800	1000	200	1/100	2.00	8.00	10.00	100	1000
一般管理費	200				200	200	1/90	2.22		2.22	100	222
運賃費用	200	3.00	100	300	500	200	1/100	2.00	3.00	5.00	100	500
減価償却費	100				100	100	1/110	0.91		0.91	100	91
為替差損	60				60					1.49	100	149
当期純利益					140					0.38	100	38
(貸借対照表)												
現金	160				160	160	1/80	2.00		2.00	80	160
海運業未収金	40	1.60	80	128	168	40	1/80	0.50	1.60	2.10	80	168
固定資産	900				900	900	1/110	8.18		8.18	80	654
計					1228					12.28		982
海運業未払金	40	0.60	80	48	88	40	1/80	0.50	0.60	1.10	80	88
固定負債	500				500	500	1/80	6.25		6.25	80	500
資本金	500				500	500	1/110	4.55		4.55	110	500
当期純利益					140					0.38		38
為替換算調整勘定					-							-144
計					1228					12.28		982

2. 損益計算書における影響

第4表の損益計算書は期中平均レートで換算したので、一般管理費と減価償却費はドル決算記録時の換算レートと表示通貨（円）への換算レートが異なっており、相違が出ている⁸⁾。しかし、円決算とドル決算円表示のもっとも大きな相違は、為替差損益とそれに伴う当期純利益に現れている。

第5表は、円決算とドル決算における為替差損益の相違を比較したもので

8) IAS 21 では、損益計算書の収益および費用を取引日レートで換算しなければならないが、為替レート変動が著しくない場合には、実務的に期中平均レートの使用が認められている。(IAS 21, paras. 39 and 40)

第5表 為替差損益の発生内容と損益の比較

発生内容	為替差損益
円決算：機能通貨＝円	
ドル建未収金（決済）	-64
ドル建未払金（決済）	24
ドル建未収金（決算日レート換算）	-32
ドル建未払金（決算日レート換算）	12
計	-60
ドル決算：機能通貨＝ドル	
円建未収金（決済）	0.18
円建未払金（決済）	-0.18
円建未収金（決算日レート換算）	0.10
円建未払金（決算日レート換算）	-0.10
円建固定負債（決算日レート換算）	-1.71
円現金（決算日レート換算）	0.22
計	-1.49

ある。両者の為替差損益は、その発生内容が大きく異なっており、機能通貨が変わると為替差損益の発生がまったく反対になることがわかる。円決算（機能通貨＝円）では、ドル建未収金・未払金の決済からの為替差損益（実現）とドル建未決済残高からの為替差損益（換算）が生じている。これに対して、ドル決算（機能通貨＝ドル）では、円建決済からの為替差損益と円建未決済残高からの為替差損益（換算）が発生している。円を留保通貨としていることを考えると、円決算における為替差損益の方が企業の経済的現実をより忠実に反映していると考えられる。また、円決算では決算時評価替えされない円建貨幣性資産・負債が、ドル決算では決算日レートで換算され、為替差損益を発生する。このため、留保通貨である現金（円）や固定負債（円建）からも、ドル決算では為替差損益が発生するが、これらも企業の経済的現実を忠実に反映しているようには思われぬ。特に、円建固定負債の金額が大きい場合には為替差損益の相違が大きくなることがわかる。これらの相違は、ドル決算円表示になっても変わらない。

このように見てくると、最終的に円に転換されるのであれば機能通貨は円

が、外貨（ドル）に転換されるのであれば機能通貨は外貨（ドル）が、企業の経済的現実を忠実に反映しているように思われる。外貨入金後一定のタイミングですべての余剰外貨を円転する日本企業であれば、円決算の方が、企業の経済的現実をより忠実に反映していると考えるのが普通ではないだろうか。

3. 貸借対照表における影響

次に、貸借対照表における円決算とドル決算円表示の相違としては、①固定資産（非貨幣性資産）の換算レートの相違、②為替換算調整勘定の発生が見られる。

ドル決算円表示の場合にはドル建貸借対照表に決算日レート法が適用され、資産・負債がすべて決算日レートで換算される。貨幣性資産・負債は円決算とドル決算のいずれにおいても、決算日レートで換算されるので、相違はない。しかし、固定資産（非貨幣性資産）は、円決算では取得日レートで換算されるのに対して、ドル決算円表示では決算日レートで換算される。この相違は、円建購入による固定資産が多く、為替レート変動が大きいときには重要な相違となって現れるだろう。

また、ドル決算円表示の貸借対照表には、円決算にはなかった為替換算調整勘定が発生する。第4表における為替換算調整勘定は-144であり、金額的には、決算日レート法が適用されることによって、資本金を取得日レートで換算した影響-136と、当期純利益を取得日レート（期中平均レート）で換算した影響-8の合計額である。この為替換算調整勘定は、円決算では発生しないものであり、また、実現して当期純利益にリサイクリングされることもないので、その理解は困難であると言わざるを得ない⁹⁾。このように貸

9) 「日本の報告企業が、米国向けには米ドル建の財務諸表を作り、日本国内では円建の財務諸表を作った場合、当然為替換算調整勘定の金額が異なることになり、等しくIASに準拠したといっても異なる業績が示されることとなる。経営者は一体どちらの財務諸表で業績を報告し説明する責任を負うのかという点が曖昧になるおそれがある」(山田 2003)。

借対照表においても、機能通貨が適切に決定されていない場合には経済的現実を忠実に反映できない可能性がある。

V 結 び

本稿では、IAS 21 における親会社の機能通貨決定において、販売・費用に関する指標が優先的に考慮されていることが、経済的現実を忠実に反映しない会計情報を生み出す可能性があることを指摘した。IAS 21 では、優先的な考慮要因（販売・費用に関する指標）と裏付けとなる証拠（その他の指標）が一致しない場合の取り扱いを明確に定めておらず、経営者の判断に任せているのはこのようなケースを想定してのことと思われる。しかし、経営者判断においては、優先的考慮要因（販売・費用に関する指標）を優先するよう規定しており、どの程度の自由が経営者に委ねられているのか明確ではない。第IV節で考察したような設定では、親会社の機能通貨決定にあたって、留保通貨を重視することによって企業の経済的現実が忠実に反映されると判断される可能性が高いと思われる。

仮にIAS 21 によって販売・費用に関する指標を優先して経済的現実を反映しない親会社機能通貨にもとづく財務諸表の作成を強制された場合には、経済的現実とは異なった為替差損益を管理するために企業が為替ヘッジ管理を行う必要が生じるかもしれない。これは米国においてSFAS 8 が企業の経済的現実を反映しない為替差損益を会計上で認識させ、これに対する為替ヘッジ管理が企業にとって大きな負担になったのと同じ問題を生じる。このような問題を避けるためには、IAS 21 における親会社の機能通貨決定要因が絡み合っている場合、経営者の判断にあたって、資金調達通貨や留保通貨をも適切に考慮し、企業の経済的現実をより忠実に反映する親会社機能通貨を決定することが望ましいと思われる。

（筆者は関西学院大学商学部教授）

参考文献

- Arnold, J. L. and W. W. Holder (1986), *Impact of Statement 52 on Decisions, Financial Reports, and Attitudes*, Financial Executives Research Foundation.
- FASB (1975), *SFAS 8: Accounting for the Translation of Foreign Currency Transaction and Foreign Currency Financial Statements*.
- FASB (1981), *SFAS 52: Foreign Currency Translation*.
- IASB (2000), *SIC 19: Reporting Currency—Measurement and Presentation of Financial Statements Under IAS 21 and IAS 29*.
- IASB (2003), *IAS 21: The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*.
- Hosseini, A. and H. Shalchi (1992), “A Multivariate Analysis of Determinants of the Functional Currency Dichotomy Decisions,” *Global Finance Journal*, 3(1), pp. 51-65.
- 井上達男 (1998) 『アメリカ外貨換算会計論 (増補改訂版)』 同文館.
- 井上達男 (2009) 「外貨換算理論と IAS 第21号」 『商学論究』 第56巻第3号.
- 国際会計基準審議会／財務会計基準機構訳 (2007) 「解釈指針書 SIC 第19号 報告通貨—IAS 第21号及び IAS 第29号による財務諸表の測定及び表示」 『国際財務報告基準 (IFRSs) <2007>』 レクシスネクシス・ジャパン (雄松堂出版).
- 国際会計基準審議会／財務会計基準機構訳 (2011) 「国際会計基準書 IAS 第21号 外国為替レート変動の影響」 『国際財務報告基準 (IFRSs) 2011』 (中央経済社).
- 染谷恭次郎 (1975) 「会計における外貨換算の基本問題」 『産業経営』 創刊号.
- 日本公認会計士協会国際委員会訳 (1984) 『財務会計基準書 外貨換算会計他』 同文館.
- 山田辰巳 (2001) 「IASB 会議報告 (第7回会議)」 財団法人財務会計基準機構 Web サイト.
- 山田辰巳 (2003) 「IASB 会議報告 (第21回会議)」 財団法人財務会計基準機構 Web サイト.